

総財第125号

令和8年5月29日

近畿財務局長 殿

枚方市長 伏見



地域の整備計画等に関する意見の照会について（回答）

平素より、本市行政運営にご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、貴局より照会のあった令和8年3月3日付近財統一3第278号（地域の整備計画等に関する意見の照会）につきまして、別紙回答表のとおり回答させていただきます。

枚方市総務部財産活用課
担当：片山・岡田
〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20
TEL 072-841-1347（直通）
FAX 072-841-3039
E-mail kanzai@city.hirakata.osaka.jp

別紙：回答票

1. 財産の所在等

所在地	登記地目	面積
枚方市楠葉花園町2920番2	宅地	11597.69㎡

2. 意見の有無

有

無

3. 地域の整備計画や環境保全に関する意見

- ・以下の規制区域等であることに留意すること。
 - ・市街化区域
 - ・近隣商業地域（建蔽率 80%、容積率 300%）
 - ・準防火地域
 - ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域
 - ・楠葉花園町地区地区計画（建築物等の用途の制限、容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度、垣又はさくの構造の制限）
- ・当該区域については、楠葉花園町地区地区計画において壁面の位置の制限を定めている。この制限の範囲においては、隣接地（2920番90）からの連続性を踏まえ、歩道状の公開空地を確保するとともに、地区計画における建築物等の制限事項を遵守すること。また、周辺の住環境に配慮した計画となるように努めること。
- ・開発事業等を行う場合は、枚方市開発事業等の手続等に関する条例を遵守すること。
- ・枚方市景観計画に定める色彩基準等の景観形成基準を遵守すること。
- ・太陽光発電設備を設置する場合は計画に際し、太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドラインを参考とすること。
- ・自家用広告物で同一敷地内の広告物すべての表示面積の合計が7㎡を超える場合には枚方市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要です。その他、非自家用広告物は大きさ・面積に関係なく許可申請が必要です。計画に際し、枚方市屋外広告物ガイドラインを参考と

すること。

・分譲マンションの場合、マンション管理計画案の認定（予備認定）の申請について検討してください。また、管理組合による管理計画の認定の申請についても検討してください。

・サービス付き高齢者向け住宅の登録にあたっては、事前に主要用途判断の依頼が必要です。

4. 福祉施設又は認定こども園、又は当該施設を含む複合施設の用に供することにつ

いての要望

・特になし

5. 担当及び連絡先

担当：枚方市役所 総務部 財産活用課

連絡先：072-841-1347